

静岡県家畜共同育成場指定管理者募集要項



令和3年9月22日

静岡県経済産業部農業局畜産振興課

目 次

1	施設の設置目的、概要	1
2	管理方針	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	2
4	必要な管理水準	2
5	指定の期間	2
6	利用料金制度	2
7	委託料	2
8	修繕費の考え方	3
9	リスク管理等に関する事項	3
10	申請資格	4
11	募集要項の配布、説明会、質問・回答	4
12	申請の手続	4
13	審査及び選定	5
14	問合せ先	6
様式		
1	指定管理者指定申請書（別記様式）	7
2	説明会参加申込書（様式1号）	8
3	質問書（様式2号）	9
4	グループ応募構成書（様式3号）	10
5	事業計画書（様式4号）	11
6	団体概要書（様式5号）	16
別紙		
1	静岡県と指定管理者のリスク分担表（別紙1）	17
2	静岡県家畜共同育成場指定管理者審査委員会名簿（別紙2）	18
3	静岡県家畜共同育成場指定管理者選定項目（別紙3）	19

静岡県家畜共同育成場指定管理者募集要項

県は、昭和42年7月に設置した静岡県家畜共同育成場（以下「育成場」という。）の管理について、平成15年9月の地方自治法の改正趣旨を踏まえ、平成18年4月から指定管理者制度を導入しました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者になることができる制度です。

育成場の設置目的である家畜資源の確保及び畜産経営の改善に資する施設として、その効用を十分発揮できるよう、熱意を持って管理に取り組んでいただける運営団体を募集します。

募集は、本要項及び「静岡県家畜共同育成場指定管理者業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）、「静岡県家畜共同育成場指定管理者募集要項 資料編」（以下、「資料編」という。）により行います。

1 施設の設置目的、概要

(1) 設置目的

家畜資源（牛）の確保や家畜経営の安定、県民に安心・安全な牛乳や乳製品、牛肉の供給を図るため、畜産業を営む経営体（預託者）から子牛を預かり足腰の強い後継牛として育成し、畜産経営の改善に資する。

(2) 施設の概要

ア 名称 静岡県家畜共同育成場

イ 所在地 伊豆市湯ヶ島 892-2

ウ 規模

(ア) 敷地面積	125.1ha	うち伊豆市湯ヶ島地内	45.0ha (借地:伊豆森林管理署)
		うち伊豆市湯ヶ島地内	0.1ha (県有地)
		うち賀茂郡西伊豆町宇久須地内	80.0ha (借地:西伊豆町宇久須財産区)
(イ) 草地面積	62.4ha	うち伊豆市湯ヶ島地内	29.5ha
		うち賀茂郡西伊豆町宇久須地内	32.9ha

エ 施設概要

(ア) 天城放牧場 (270頭収容)	育成舎及びパドック (3棟)、隔離牛舎 (1棟) 地下サイロ (10基)、飼料庫及び敷料庫 (2棟) 避難牛舎 (1棟)、堆肥舎 (2棟)、牧柵 (一式) 鹿防護柵 (一式)
(イ) 天城哺乳場 (200頭収容)	育成舎及びパドック (2棟)、哺乳牛舎 (1棟) 資材庫 (1棟)、堆肥舎 (1棟)
(ウ) 管理棟	管理事務所 (1棟)、農機具庫 (1棟)
(エ) バイオマス利用施設	バイオマスプラント (1棟)、堆肥化施設 (2基)

※ 詳細については、別添「仕様書」を参照のこと。

2 管理方針

- (1) 後継牛の確保と畜産経営の安定化並びに県民に安全・安心な牛乳や乳製品及び牛肉の供給を図るため、より多くの優良後継牛を育成する設置理念に基づき管理運営を行う。
- (2) 県民や利用者の意見を管理運営に反映させる。
- (3) 個人情報保護を徹底する。
- (4) 効率的な運営を行う。
- (5) 管理費の節減に努める。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 育成場を畜産農家の使用に供すること
- (2) 乳用牛及び肉用牛の育成に関する業務
- (3) 育成場の維持管理に関する業務
- (4) その他必要な業務

※ 詳細については、別添「仕様書」を参照のこと。

4 必要な管理水準

- (1) 設置目的に沿った運営
預託推進や預託牛の発育の向上を図る等、設置目的に沿った運営に努めること。
- (2) 施設や設備等の適切な管理
施設、設備、草地等の日常及び定期点検を実施し、異常を発見した場合は、必要に応じて該当施設等の利用を直ちに中止し、その原因を確認の上、修繕を実施する等の措置を図ること。
- (3) 事故防止対策・緊急時等に備えた対応事項
 - ア 緊急時の連絡体制の整備
 - イ 事故防止対策への配慮
 - ウ 事故発生時の応急対応等への配慮
 - エ 防災訓練等による職員の安全管理意識の向上
- (4) 環境及び家畜衛生、他関係法令の遵守等
家畜排せつ物法、家畜伝染病予防法等の関係法令を遵守するとともに、悪臭発生や疾病感染等の防止を図ること。
- (5) 経営改善に関わる取組
利用者のニーズに基づいたサービスの向上や経営管理の効率化に取り組む等、経営改善に努めること。
- (6) 評価委員会による外部評価の実施
県が設置する学識経験者や専門家等から構成される評価委員の評価を受けること。

5 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）

6 利用料金制度

指定管理者が預託者から徴収する利用料金（預託料）は、1頭につき1日上限675円の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

ただし、指定期間中に配合飼料価格の大幅な変動等により、既に承認した利用料金を見直す必要があると判断した時、県は指定管理者に対し、指定管理者は県に対して変更協議を申し出ることができるものとする。また、県及び指定管理者は、変更協議の申し出を受けた時には協議に応じなければならない。

7 委託料

県は、育成場の管理運営に必要な経費として、毎年度予算の範囲内において、指定管理者に委託料を支払う。

なお、委託料額、支払の時期や方法等は、当該年度の予算成立後、協議の上、協定で定める。

ただし、指定期間中に配合飼料価格の大幅な変動等により、協定で定めた委託料を見直す必要があると判断した時、県は指定管理者に対し、指定管理者は県に対して変更協議を申し出ることができるものとする。また、県及び指定管理者は、変更協議の申し出を受けた時には協議に応じなければならない。

<県が支払う委託料の考え方>

(1) 委託料の種類

ア 固定して支払う委託料額の上限額：27,910千円

イ 受託頭数の実績に応じて支払う委託料の上限額：1日で1頭当たり121円

注：ただし、受託頭数には静岡県畜産技術研究所で委託研究のため飼養した頭数は含まない。

※委託料には消費税及び地方消費税相当額を含む。

(2) 令和4年度委託料額の算定例

例 年間延べ受託牛が222,650頭 うち県畜産技術研究所飼養受託牛14,600頭の場合

項目	委託料(千円)	積算方法
ア 定額委託料	27,910	27,910千円を上限
イ 受託頭数変動委託料	25,174	(年間延べ受託頭数222,650頭－年間延べ畜産技術研究所飼養頭数14,600頭=208,050頭)×121円/頭=千円
計	53,084	

8 修繕費の考え方

施設・機械等に係る維持・修繕は、利用料及び県からの委託料等で実施することとし、指定管理者の負担とする。

なお、過去の修繕実績からみた令和4～8年度に想定される修繕費は下表のとおりである。

令和4～8年度想定修繕費

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
千円	千円	千円	千円	千円
8,637	8,585	8,637	8,585	8,637

※家畜共同育成場の施設の特性上、想定しきれない修繕費が発生する可能性があるが、その場合は県と協議の上、原則として指定管理者の負担で実施するものとする。

9 リスク管理等に関する事項

(1) リスク管理等に関する事項

事故、火災による施設の損傷及び被災者に対する責任は、原則として、指定管理者によるものとする。ただし、施設の瑕疵による場合は、県も原因の程度に応じて責任を負うものとする。

なお、指定管理者は、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに県に報告しなければならない。

また、県と指定管理者のリスク分担の考え方は、別紙1「静岡県と指定管理者のリスク分担表」のとおりとし、詳細は、基本協定を締結する際に、別に定めることとする。

(2) 保険加入等に関する事項

「施設の特性を踏まえて保険に加入するだけのリスク管理が必要か否か」、「どのようなリスクに対応する保険が必要なのか」を検討し、必要な保険に加入すること。

この場合、賠償責任保険に加入する際は、被保険者に「静岡県」も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにすること。

10 申請資格

(1) 応募資格

- ア 法人その他の団体（以下「団体」という。）（個人での応募は不可）
- イ 複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）
 - （ア）グループの場合は代表となる団体を定めること。
 - （イ）他の団体は構成団体とする。
 - （ウ）単独で申請した団体は、グループの構成団体となることはできない。また、複数のグループにおいて同時に構成団体になることもできない。

(2) 応募の制限

次に該当する団体は、応募者となることはできない。

- ア 破産者で復権を得ていない者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ウ 静岡県から指名停止措置を受けている者
- エ 直近1年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- オ 会社更生法、民事再生法等に基づき更正又は再生手続をしている法人等
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- キ 本業務を円滑に遂行しうる安定的かつ健全な財務能力を有しない者

11 募集要項の配布、説明会、質問・回答

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和3年9月22日（水）から10月1日（金）まで
ただし、静岡県の休日を定める条例（令和元年静岡県条例第8号）に規定する休日を除く。
- イ 配布時間 午前8時30分から午後5時まで
- ウ 配布場所 静岡県経済産業部農業局 畜産振興課（県庁東館8階）
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
TEL 054-221-2705 FAX 054-273-1123

(2) 説明会

- ア 日 時 令和3年10月1日（金） 午前10時30分から（2時間程度）
[予備日10月7日（木）]
- イ 場 所 静岡県家畜共同育成場管理事務所
伊豆市湯ヶ島892-2 TEL 0558-85-1172
- ウ 参加人数 各団体及びグループ3人以内とする。
- エ 申込方法 参加申込書（様式1号）に必要事項を記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより「14 問合せ先」へ令和3年9月30日（木）までに申し込むこと。

(3) 質問・回答

- ア 受付期間 令和3年10月1日（金）から10月8日（金）まで
- イ 受付方法 質問書（様式2号）に必要事項を記入のうえ、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで「14 問合せ先」へ受付期間内に提出すること。
- ウ 回答日 令和3年10月12日（火）
- エ 回答方法 質問者及び現地説明会参加者全員に、ファクシミリ又は電子メールにて回答。
- オ 質問回答の公表
質問者に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものと県が認めたものを除き、県ホームページで公表する。
静岡県のホームページ（<http://www.pref.shizuoka.jp/index.html>）
[ホーム→県政情報→行政改革・情報公開→指定管理者制度]

12 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書（「静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例施行規則」（以下、「規則」という。）別記様式）
グループで応募の場合、グループ応募構成書（様式3号）を提出すること。
 - イ 事業計画書（様式4号）
※ 事業計画書で計画を十分提示できない場合は、事業計画書の内容を説明する付属資料（任意様式）
 - ウ 事業者に関する書類
グループで応募の場合、各構成団体も以下の書類を提出すること。
 - （ア）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - （イ）法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し）
 - （ウ）団体の活動実績を証明する書類（団体概要書：様式5号）
- (2) 提出部数 2部（正本1部、副本1部）
- (3) 提出場所 静岡県経済産業部農業局 畜産振興課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（静岡県庁東館8階西側）
- (4) 受付期間 令和3年10月12日（火）から10月21日（木）まで
持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送による提出の場合は、10月21日（木）午後4時必着とする。
ただし、静岡県の休日定める条例（令和元年静岡県条例第8号）に規定する休日を除く。
- (5) 留意事項
 - ア 事業計画書等提出書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属する。ただし、県は指定管理者の決定の公表等において必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
 - イ 申請書類提出後における申請書類の変更は、原則として認めない。
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
 - エ 申請に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類、資料は返却しない。
 - オ グループで応募する場合は、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めない。ただし、構成団体については業務上支障がないと県が判断した場合は、変更を可能なものとする。その場合は、新たな団体に係る12の(1)のウに定める「事業者に関する書類」を提出すること。
 - カ 指定管理者の選定に係る次の事項は公表する。
 - （ア）募集締切後に公表する事項
 - ・ 申請者数
 - （イ）審査終了後に公表する事項
 - ・ 指定管理者候補者の名称及びその他の申請者の名称
 - ・ 事業計画書の概要（申請者のノウハウ、財務状況等の保護に配慮して公表）
 - ・ 指定管理者候補者の評価点数
 - ・ 評価の理由（申請者のノウハウ、財務状況等の保護に配慮して公表）
 - ・ 審査委員会議事録（申請者のノウハウ、財務状況等の保護に配慮して公表）

1 3 審査及び選定

(1) 選定方法

指定管理者候補者の選定にあたっては、「静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例」(以下、「条例」という。)第 11 条に基づき、最も適切に育成場の管理を行うことができると認められるものを指定管理者候補者(以下、「候補者」という。)として選定し、県議会の議決を経て指定管理者を指定する。

(2) 指定管理者審査委員会

候補者の選定は、県職員及び有識者から構成する静岡県家畜共同育成場指定管理者審査委員会(以下、「委員会」という。)の審査を経て、県が行う。なお、申請を行った団体又はグループに対し、必要に応じ質疑・ヒアリング等を行うことがある。

委員会委員は、別紙 2「静岡県家畜共同育成場指定管理者審査委員会名簿」のとおり。

(3) 選定基準

次に掲げる基準のいずれにも該当するものうちから、総合的に判断する。

ア 事業計画書の内容が、畜産農家の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、育成場の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(4) 審査の項目と配点

別紙 3「静岡県家畜共同育成場指定管理者選定項目」のとおり。

(5) 選定結果の通知と公表

ア 条例等の基準に照らして総合的に考慮し、最も相当であると認められる内容の指定申請を行った団体又はグループを候補者として選定し、結果について申請者全員に書面で通知するとともに、候補者及びその他の申請者の名称を公表する。

イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故ある場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

ウ 県は県議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、その旨を告示する。

(6) 協定の締結

指定管理者指定後、指定管理者による管理の開始までの間に、管理の基準や業務の範囲等条例及び規則で定める事項のほか、指定管理者に支出する委託料の額、委託料の支払方法、施設内の物品の所有権の帰属等の業務の実施に当たっての細目的事項を協定書として県と指定管理者の間の協議により定める。

1 4 問合せ先

静岡県経済産業部農業局 畜産振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 (静岡県庁東館 8 階西側)

TEL 054-221-2705 FAX 054-273-1123 電子メール chikusan@pref.shizuoka.lg.jp

○ インターネットでの情報入手先

静岡県のホームページ (<http://www.pref.shizuoka.jp/index.html>)

[ホーム→県政情報→行政改革・情報公開→指定管理者制度]

別記様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

静岡県家畜共同育成場の管理に関する業務を行いたいので、静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し）
- 4 団体の活動実績を説明する書類
- 5 その他知事が必要と認める書類

様式1号

説明会参加申込書

静岡県家畜共同育成場における指定管理者の募集に係る説明会に参加したいので申し込みます。

年 月 日

静岡県経済産業部農業局畜産振興課長 様

(提出者) 住 所

団体の名称

代表者の氏名

(担当者) 担 当 部 署

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電 子 メ ー ル

説明会出席者名簿

担 当 部 署	氏 名

質 問 書

静岡県家畜共同育成場指定管理者募集要項等について、次のとおり質問書を提出します。

団 体 (グ ル ー プ 名)		
所 在 地		
担 当 部 署 名		
担 当 者 名		
連 絡 先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	電 子 メ ー ル	
質 問 事 項 (タ イ ト ル)		
記 載 箇 所	文 書 名 : 該 当 箇 所 :	ペ ー ジ :
質 問 内 容		

グループ応募構成書

グループの名称		
代表となる団体	主たる事務所の所在地	
	団体の名称	
	代表者の氏名	
構成団体	主たる事務所の所在地	
	団体の名称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	
	団体の名称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	
	団体の名称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	
	団体の名称	
	代表者の氏名	

※ グループによる申請を行う場合にのみ提出する。

3 管理運営体制

(1) 管理運営方針

- ・家畜共同育成事業の運営方針、危機管理体制及び家畜伝染病対策等について記入してください。

(2) 実施体制図

- ・業務体制（業務、人員配置等）を樹形図等で記入してください。

(3) 家畜共同育成に係る能力を有した職員の配置計画

家畜共同育成に係る能力とは下記の能力を言います。

- ① 100 頭以上の概ね 1 か月齢から 22 か月齢の乳用牛又は肉用牛を哺乳及び舎飼や放牧するとともに受胎させ、かつ健全に育成する能力。
- ② 採草地や放牧地の維持管理と自給飼料の生産・調整の能力。

(4) 人員配置計画

育成場の管理運営にどのような能力や雇用形態の職員を配置し、業務を遂行する計画か記入してください。

役職	担当業務内容	能力、資格、実務経験年数等	配置 人数	雇用形態			備考
				正規	パート	その他	
			人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
			()	()	()	()	
			()	()	()	()	
			()	()	()	()	
			()	()	()	()	
			()	()	()	()	
			()	()	()	()	
			()	()	()	()	
			()	()	()	()	

- ・ 役職：育成場を管理運営する上で必要と思われる役職（場長、総務、企画、業務等）を記入してください。
- ・ 担当業務：総務、経理、家畜育成、施設管理等具体的に記入してください。
- ・ 能力、資格、実務経験年数等：実際に配置する予定職員（今後、採用する予定の職員を含む）を想定のうえ記入してください。
- ・ 配置人数、雇用形態：複数の業務を兼任する場合は、主たる業務の人数を上段に、従たる業務の人数を下段（括弧書き）に記入してください。

4 事業計画

(1) 年間受託計画及び育成計画

(2) バイオマス利用施設管理計画

- ・バイオマス利用施設の管理計画に加え、施設から生産される液肥、堆肥の利用計画を記入してください。

(3) 自主事業に係る計画

- ・県から委託される育成場の管理運営（バイオマ利用施設の管理を含む）以外に、育成場の施設を利用し自主的に事業を行う計画がある場合は、その計画を記入してください。

5 収支予算書

想定される収入、支出の費目を参考にして1年間の収支予算書を作成してください。
積算根拠は、詳細に記入して下さい。(記入しきれない場合は、別途資料を添付して下さい。)

(1) 収入

費目	金額	積算根拠
利用料金(預託料)	千円	円/頭・日× 頭(延べ)
小計		
県委託料		
収入計		

※ 想定される収入:利用料金(675円/頭・日)、預託者実費負担(種付料、輸送料、種付証明料、検査・注射料等)、家畜販売収入、自主事業収入等

※ 県委託料の考え方は、6の委託料を参照のこと

(2) 支出

費目	金額	積算根拠
	千円	
支出計		

※ 想定される支出:人件費(給与、福利厚生費、賃金、通勤費等)、旅費、需要費(飼料費、肥料費、種苗費、修繕費、家畜衛生費、光熱水費、消耗品費等)、役務費、委託費、家畜購入費、補償賠償金、公課費等

※ 事業計画書で計画を十分提示できない場合は、事業計画書の内容を説明する付属資料(任意様式)を添付して下さい。

団 体 概 要 書

法人又は団体名		
代表者職氏名		
主たる事務所の所在地		
設 立 年 月 日		
連 絡 先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	電 子 メール	
1 設立の趣旨・目的		
2 具体的な活動内容		
3 最近の活動状況及び実績		

静岡県と指定管理者のリスク分担表

項目	内容	県	指定管理者
法令変更	指定管理者の管理業務に関する法令変更		○
	施設・設備等に関する法令変更	○	
税制変更	税制変更による納税額の増加。ただし、管理業務の継続に著しい影響を及ぼす場合は、別途協議による		○
政治、行政上の理由による事業変更	政治、行政上の理由（首長の交代、施策方針の変更等）により管理業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合における経費等の増加	○	
経済変動	物価変動、金利変動等による経費等の増加。ただし、変動が著しい場合は別途協議による		○
施設・設備等の修繕	管理上の瑕疵による施設・設備等の損傷等		○
	施設・設備等の瑕疵による損傷等	○	
	第三者の行為、経年劣化等による施設・設備等の損傷等で小規模なもの（1件概ね税抜100万円未満）		○
	第三者の行為、経年劣化等による施設・設備等の損傷等で大規模なもの（1件概ね税抜100万円以上）	○	
施設等の更新等	施設・設備等の増設、改築、更新等	○	
利用者・第三者への損害賠償	管理上の瑕疵による利用者等への損害賠償		○
	施設・設備等の瑕疵による利用者等への損害賠償	○	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備等の利用休止		○
	施設・設備等の瑕疵による利用休止	○	
書類の誤り	指定管理者が作成する書類の誤りによる損害		○
	仕様書等、県が作成する書類の誤りによる損害	○	
情報管理	管理上の瑕疵による情報漏えい		○
事業終了時の対応	指定管理期間終了時、又は期間途中での終了時の事業者撤収、原状回復及び引継ぎに係る費用		○
不可抗力	自然災害等の県、指定管理者のいずれにも帰責事由がない不可抗力による経費等の増加	○	
周辺住民・施設利用者への対応	施設の管理運営に対する周辺住民及び施設利用者からの要望、苦情等への対応		○
疾病感染の予防・対策	飼養衛生管理基準に基づく家畜伝染病対策		○

本表に定める事項で疑義があるもの、又は本表に定めのないものについては、別途、県と指定管理者とが協議の上、決定するものとする。

静岡県家畜共同育成場指定管理者審査委員会名簿

区 分	氏 名	所属・職業等
学識経験者	梨木 守	(一社)日本草地畜産種子協会放牧アドバイザー
財務会計の専門家	土田卓也	経営コンサルティング事務所 Con. T 代表
畜産関係団体代表	丸山満幸	静岡県ホルスタイン協会 会長
利用者代表	柴田佳寛	酪農家
県職員	遠藤和久	静岡県経済産業部農業局長

静岡県家畜共同育成場指定管理者選定項目

評 価 項 目		評 価 内 容		配点
1	事業計画書の内容が、畜産農家の平等な使用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (条例第 11 条第 1 号関係)	a	畜産農家が平等に恩恵が得られるような管理運営	30
		b	畜産農家の利便性向上への配慮	
		c	畜産農家の視点に立った業務の改善や新たな事業展開	
2	事業計画書の内容が、育成場の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (条例第 11 条第 2 号関係)	d	家畜共同育成場の設置目的及び機能、家畜共同育成業務に関する理解度	30
		e	収支予算書の内容	
		f	利用料金の設定	
		g	管理経費の縮減への配慮	
		h	地域社会との協調性	
i	県の事業、試験研究に対する協力			
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (条例第 11 条第 3 号関係)	j	申請団体の組織及び目的の指定管理者としての妥当性	40
		k	指定管理者制度の理解度	
		l	指定管理業務の円滑な執行が可能な財務状況	
		m	育成牛を継続的に管理する能力	
		n	草地及び施設を継続的に管理する能力	
		o	職員の数、人員配置（飼育経験者の確保状況を含む）、採用計画の妥当性	
		p	危機管理体制の構築（労働安全の確保、災害等緊急時の対応）	
q	飼養衛生管理基準に基づく家畜伝染病対策			